

新冠町

新冠町LED照明 導入促進制度

Q & A（平成31年度版）

【問合せ・申請書類提出先】

新冠町企画課まちづくりグループ企画係

TEL 0146-47-2498

FAX 0146-47-2600

E-mail teijyu@niikappu.jp

HP <http://www.niikappu.jp>

新冠町LED照明導入促進制度Q&A

新冠町LED照明導入促進制度のQ&Aを掲載しました。ここに掲載されていないことで、ご不明な点やお問い合わせがある場合は、企画課まちづくりグループ企画係までお問い合わせください。

◆Q1 この制度で補助の対象となるのはどんなものですか？

この制度で補助の対象となるのはLED照明の購入です。

【LED照明購入】

①LED電球、LED蛍光灯の購入（白熱球、蛍光灯との取替えを目的とするもの）

②LED照明器具（シーリングライト、ペンダント照明など）の購入

※LED照明器具とは、LED用に設計され、LEDを光源とした照明器具のことをいいます。

◆Q2 年度内に何度も利用することはできますか？

申請は同一年度1世帯につき1回限りです。

◆Q3 受付開始時期は決まっているのですか？

決まっています。

・平成31年4月1日（月）から申請受付開始となります。

※LED照明購入の申請は受付状況、予算状況によって受付期間内であっても申請受付を終了する場合があります。

◆Q4 事業者は対象になりますか？

対象になりません。この制度は、一般家庭において普及を目指すものとして創設しております。

◆Q5 町の他の補助金と併用することは可能ですか？

併用することは可能です。この制度の利用と同時に、定住・移住促進制度や住宅リフォーム助成制度に該当する場合があります。詳しくは町のホームページ又は担当窓口でご確認ください。

【担当窓口】

○定住・移住促進制度 企画課まちづくりグループ TEL 0146-47-2498

○住宅リフォーム助成制度 建設水道課建設・管理グループ TEL 0146-47-2519

◆Q6 転入予定者でも制度を利用することはできますか？

申請時に新冠町に住所を有していなければ申請することはできません。

ただし、購入後1ヶ月以内の申請受付期間内であれば、申請を行うことは可能ですので、購入後、1ヶ月以内に住所を移していただければ申請することは可能です。

例) 町外在住の方で新冠町内に中古住宅を購入し、LED照明器具を設置する場合。

⇒LED照明器具の代金支払い後、1ヶ月以内に新冠町に住所を有していれば申請可能です。

◆Q7 補助金申請を代行できますか？

工事施工業者等に代行してもらうことは可能です。

◆Q8 2世帯住宅で、別々に補助金の申請をすることはできますか？

補助金の申請は、同一年度1世帯につき1回限りです。

2世帯住宅の場合は、2世帯住宅の要件を満たし、世帯が別れていることが住民票で確認することができれば、別々に申請することは可能です。

【2世帯住宅の要件】

構造上 — 玄関と居室を仕切る扉がある

利用上 — ①専用の出入口がある（玄関が1つでも共用部分を通行し、外部に出入りができれば可）

②各部分に台所がある

③各部分にトイレがある（専用部分にあることが条件です）

※また、2世帯住宅の建物を2つの区分に分けて「区分登記」されていれば、それで2世帯住宅の要件を満たしていることになります。

◆Q9 納税証明書の提出が不要なケースはどんな場合ですか？

納税証明書の提出を求めるのは、町税の滞納がないかを確認するためです。

したがって、以下の①と②の要件を全て満たす方は納税証明書の提出は不要です。

①平成31年1月1日時点で、新冠町民ではない方

道町民税の対象者ではないため、提出は不要です。

②平成31年1月1日時点で、新冠町内に固定資産を保有していない方

固定資産税の対象者でないため、提出は不要です。

また、納税証明書の提出が必要な方でも、納税状況確認承諾書（交付申請書の裏面）の提出があれば納税証明書の提出を省略することができます。

◆Q11 住民票の記載で記載省略できない項目は何ですか？

世帯主の氏名と続柄を省略することはできません。本籍、筆頭者は省略できます。
また、申請の際には必ず世帯全員が記載されている住民票を提出してください。

◆Q12 LED照明を購入する前に申請をすることはできますか？

申請することはできません。申請時に必ずLED照明の購入にかかる領収書(レシートでも可)を提出していただきますので、必ず購入後に申請を行ってください。

◆Q13 LED照明の購入後、いつまで申請をすることはできますか？

購入後、1ヶ月以内であれば申請可能です。ただし、必ず受付期間内に申請してください。

◆Q14 領収書に必ず記載していないといけない事項は何ですか？

販売店名、販売店住所、LEDの品名、形式、メーカー、数量、単価、合計金額です。

販売店名、販売店住所は新冠町内の電器店、事業所から購入したもののみ補助対象となるため、必ず記載が必要です。

また、購入した機器がLEDであるか確認できる資料(パンフレット等)も領収書又はレシートと併せて必要となります。

数量、単価、合計金額は、LED電球(蛍光灯)とLED照明器具を一緒に買った場合、補助金額の算定の際、必ずどちらをいくら買ったのかを確認する必要があるためです。また、補助対象経費も購入金額の合計が1万円以上であることが条件であるため、必ず記載が必要です。

なお、領収書やレシート、パンフレット等でこれらのことが分からない場合は、販売店等に依頼して購入証明書を記名、押印してもらい提出してください。(様式はまちづくりグループにあります。)

◆Q15 集合住宅の場合、補助の対象となりますか？

アパート等の集合住宅でも補助の対象となります。

集合住宅 … アパート、公営住宅、職員住宅等

◆Q16 補助対象経費に含まれるものは何ですか？

補助対象経費に含まれるものは①LED電球、LED蛍光灯の購入経費 ②LED照明器具の購入経費 ③LED蛍光灯に取り替える場合に、インバータ（安定器）を取り外す経費 ④これら経費に対する消費税 になります。

LED蛍光灯に取り替える場合のインバータ（安定器）を取り外す経費を含めているのは、既存の照明器具には安定器がついているものがあり、LED蛍光灯をそのままつけても点灯しない場合があること、またインバータを取り外した方がより省エネとなることから（インバータ部分で電力を消費するため）取り外し経費についても補助対象としています。

◆Q17 1万円以上購入しないと補助を受けることはできませんか？

1万円以上の購入がないと補助金を交付することはできません。これは、各家庭において一定程度のLED照明の導入を促すことを目的としているためです。

◆Q18 町外の電器店からLED電球を購入した場合補助を受けることはできますか？

補助対象になりません。町内の電器店やLED照明を取扱う事業所から購入したLED照明のみ補助対象となります。

◆Q19 LED照明付きの建売住宅を購入する場合、補助の対象となりますか？

建売住宅（新築物件）の場合は補助の対象となりません。現在の建売住宅（新築物件）は、基本的にLED照明器具が設置されることが想定されるためです。対象となるのは中古物件を購入した場合ですが、購入前から設置されているLED照明については、補助の対象となりません。住宅購入後、居住される方が新たにLED照明を設置するか、既存の照明からLED照明に取り替える場合において補助対象となります。